

第8章 運営・体制の整備

第1節 現状と課題

現状は、史跡の管理団体の指定はないため、管理は各所有者が行っており、市有地化されている土地は市川市教育委員会考古博物館が管理している。また、これまでは史跡の保存会の設置や地域住民を巻き込んだ取り組みなどは行われておらず、史跡を通じた市民団体や大学などとの十分な連携は図られていない。

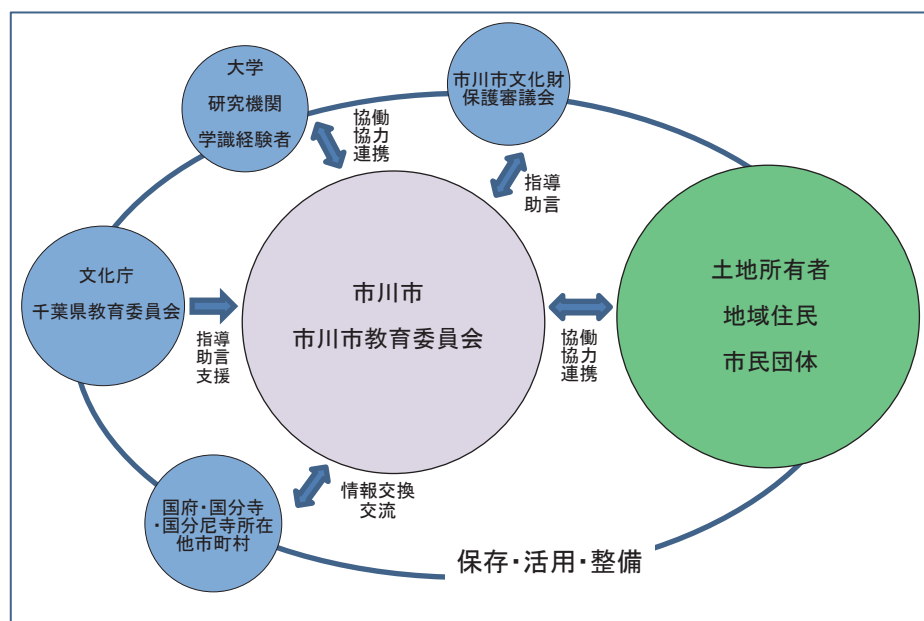
こうした状況のなか、将来に亘り史跡を保存・活用・整備し、その活動を継続していくためには、庁内の関連部署との連携の強化や所有者・市民・市民団体などと協働・協力・連携した体制作りが必要であり、今後、どのように整備していくかが課題である。

第2節 方向性

史跡の保護や本計画を推進するため、市の体制を充実させるとともに、所有者・市民・各市民団体・大学・国・県・他市町村・市の他部署等との連携を強め、市民・有識者・行政等による計画の運営を図ることを目標とする。

第3節 方法

- 本計画に基づき、史跡を適切に保存・活用・整備するために必要な体制作りや文化財の担当職員の充実を図り、継続的に計画を推進させる。
- 史跡を管理・活用する市民や市民団体の育成や活動を支援し体制を整備するとともに、所有者や史跡周辺の住民の理解と協力を得ながら、市と地域が協働で運営する。
所有者による史跡の適切な保存・管理が困難な場合は、所有者と市が協力して適切な保存・管理に努める。
- 大学や市川市文化財保護審議会など、有識者や学識経験者など専門的な意見を聞きながら運営する。
- 国・県からの指導・助言を受けると共に、財政的な支援を受けながら計画を進める。また、他市町村との情報交換・交流等を行い、広域で連携した運営を図る。
- 市の関連部署と連携し、全庁的な取り組みとして計画の推進を図る。



第37図 運営・体制のイメージ